

NACCSセンターに関するご意見・ご要望の募集(NACCS110番)に係る回答

| 提出日 | ご意見・ご要望名 (タイトル) | ご意見・ご要望の具体的内容・理由 | 対応の概要 | 掲載日 |
|-----------|------------------------|---|--|-------|
| 2021/1/26 | 輸入許可後の訂正 | 現在、修正申告及び更正請求以外での輸入申告の輸入許可後の訂正については、申告税関に向いて行っております。具体的にはプリントアウトした輸入許可書に赤書き訂正及び押印をもらい、許可書を返却してもらっています。遠隔地で申告を行った場合、税関へ出向くのは困難なため、この業務についてもNACCSで対応できるようシステムを作ってもらえないでしょうか。 | いただいたご要望については、「2022年度NACCSプログラム変更要望」における業界からの要望とともに、検討を進めてまいります。 | 4月21日 |
| 2021/2/5 | TYCのプロ変後、予備申告が出来なくなった件 | TYCで他所蔵置許可を取り、BIBで搬入前に輸入予備申告IDC Tを入れようとした所、E1804のエラーが発生し、業務に支障が発生した。他所蔵置を取得する貨物は往々にして扱う金額も大きくなるので、予備申告が出来ない仕様では各方面に支障が出る。そもそも法令に準拠していない。 | <p>2021年1月17日(日)のプログラム変更において、ポートノート運送にて他所蔵置場所へ直接搬入される海上貨物に対しては、貨物情報が存在しない場合でも「他所蔵置許可申請(TYC)」業務の先行実施による貨物情報の作成を可能とし、後続業務の「システム外搬入確認(輸入貨物)(BIB)」業務で他所蔵置場所への搬入を可能としております。これにより、従来マニュアルで実施されていた他所蔵置許可申請をシステムで実施することが可能となりました。</p> <p>ただし、この場合、業務仕様書に記載がございますとおり、TYC業務で作成した貨物情報は、BIB業務による搬入確認までの間は、当該B/L番号に対して以下の業務のみ実施が可能であり、輸入予備申告(IDC業務)は実施できませんので改めてご留意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他所蔵置許可申請(TYC)」業務 ・「他所蔵置許可(期間延長)申請呼出し(TYC11)」業務 ・「他所蔵置許可期間延長申請(TYE)」業務 ・「他所蔵置許可(期間延長)申請審査終了(CEY)」業務 ・「貨物情報照会(ICG)」業務 <p>従いまして、ポートノート運送にて他所蔵置場所に直接搬入される海上貨物であっても、輸入予備申告を必要とする場合には、従来の業務フローのとおり対応していただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、本件については、6月頃を目標に以下の機能を追加することを予定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TYC業務の先行実施後であっても輸入予備申告を実施可能とする機能 ・予備申告後にTYC業務を実施してもBIB業務による他所蔵置場所への搬入を可能とする機能 <p>以上、ご不便をおかけして申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いいたします。</p> | 4月21日 |
| 2021/3/4 | 輸出貨物搬出入データへの金額情報の追加要望 | 現在、保税蔵置場用に活用している輸出貨物搬出入データにFOB金額の情報を追加して配信して頂けると、保税工場の台帳としても活用できるのでお願いしたい。*保税工場の台帳は貨物の金額も記帳項目となっている為、現在の輸出貨物搬出入データを保税台帳として活用できない為。もしも、当該要望が叶えば、保税工場のNACCS加入も飛躍的に増加すると予想します。 | いただいたご要望については、「2022年度NACCSプログラム変更要望」における業界からの要望とともに、検討を進めてまいります。 | 4月21日 |